

高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証

氏 名 富士フイルム V E T システムズ株式会社
(法人にあつては、名称)

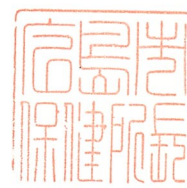
営業所の名称 富士フイルム V E T システムズ株式会社
中・四国営業所

営業所の所在地 広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRA
NODE広島 7階・11階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業・貸
与業の許可を受けた者であることを証明する。

令和7年11月26日

広島市保健所長 上田 久仁子



令和7年12月8日から

有効期間

令和13年12月7日まで

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることはできません。)

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告(訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。)として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があつたことを知つた日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をしたときは、裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)